

松戸歯学部課程及び履修方法

- 1 課程の概要
- 2 履修方法
- 3 単位の基準
- 4 授業
- 5 成績評価方法について
- 6 進級及び卒業
- 7 留年
- 8 卒業要件
- 9 在学期間の制限
- 10 休学・復学
- 11 講義等における写真・動画撮影
及び録音等について
- 12 各学年修得する単位数
- 13 教育課程表
- 14 履修系統図

松戸歯学部課程及び履修方法

1 課程の概要

本学部の歯科医学教育は、日本大学学則第1節で定められている「目的及び使命」の他、日本国民の歯科医療及び保健指導をつかさどり、公衆衛生の向上、増進に寄与するにふさわしい歯科医師を養成する目的をもっている。

目的を達成するために次に分類される学科目をおいている。

- ① 全学共通教育科目、② 教養科目、③ 外国語科目、
- ④ 保健体育科目、⑤ 準備教育科目、
- ⑥ 専門科目（医療行動科学領域、基礎歯科医学領域、社会歯科医学領域、
臨床歯科医学領域、総合医学領域、総合歯科医学領域、臨床実習領域）

各学科目の学年配当は、「教育課程表」並びに「履修系統図」を参照すること。

2 履修方法

① 全学共通教育科目及び教養科目

(1) 1年次に履修すること。

(2) 「自主創造の基礎」、「歯科医学へのとびら」、「日本を考える」、「世界を考える」は必修科目とする。

その他の科目については、2科目4単位以上を履修すること。

(3) 選択科目は前学期及び後学期の指定日時までに履修登録をすること。

(4) 一度登録した履修登録を取消す場合は、授業開始後1か月以内に「登録抹消届」を教務課に届け出ること。登録抹消後に再度履修登録をすることは出来ないので注意すること。

② 必修科目

各学年に配当された学科目をすべて履修すること。

3 単位の基準

各学科目に対する課程を修了した者には、次の基準により当該学科目について所定の単位が与えられる。

1単位は、45時間の学修を必要とする内容で構成されており、次の基準で行われる授業の他、45時間から当該授業の時間数を減じた時間の授業時間外の学修が必要である。

- ①講義・演習 15時間から30時間までの授業（週あたり1時間から2時間）及び45時間から当該授業の時間数を減じた時間の授業時間外の学修をもって1単位。
- ②実験・実習 30時間から45時間までの授業（週あたり2時間から3時間）及び45時間から当該授業の時間数を減じた時間の授業時間外の学修をもって1単位。

※①～②の授業科目の組合せによって構成される学科目もある。

4 授業

- ① 授業は、課された全ての時間に出席することを原則とする。
- ② 正当な理由（「忌引き」、「公用欠席」、「病気」、その他やむを得ない理由）により欠席する（した）場合は、欠席事由解消後1週間以内に、当該学科目担当者に、理由を証明するに足りる詳細な書類（忌引きの場合：会葬礼状等、病気の場合：医師の診断書、交通事故の場合：警察の事故証明書等）を添えて「欠席届」を提出すること。
- ③ 欠席事由が「忌引き」及び「公用欠席」の場合のみ、出席として取扱う。
- ④ 患者の個人情報保護、使用教材に関する著作権の保護または周囲の履修学生の学修への影響などの観点から、写真・動画撮影及び録音等は原則禁止とする。
ただし、担当教員から写真・動画撮影及び録音等を指示された場合は、この限りではない。自修に必要な資料がある場合は、必ず担当教員に申し出ること。

5 成績評価方法について

① 「歯科医学総合講義」

定期試験または追・再試験の結果を主とし、シラバス等に定める方法により採点される。

当該学年に配置された全学科目のうち、授業時間数の1/5以上を欠席した科目が1科目以上ある者は、成績評価が59点以下であった場合、再試験の受験資格は与えられない。

(1) 定期試験

ア 各学年の授業期間終了後に一定期間を定めて実施する。

イ 本学部が指定した義務（各学期の学納金の納付、各年度初めの定期健康診断の受診等）を完遂していないと受験できない。

ウ 合格基準はシラバス等に別に定める。

(2) 追試験

- ア 学部が必要と認めたとときに限り実施する。
- イ 受験対象者は、正当な理由（病気その他やむを得ない理由）により定期試験を受験できなかったと学部に認められた者とする。
- ウ 成績評価は0～79点とする。（79点を超す場合であっても79点とする）
- エ 追試験の受験を希望する者は、定期試験終了後1週間以内に正当な理由を証明するに足りる詳細な書類（忌引きの場合：会葬礼状等、病気の場合：医師の診断書、交通事故の場合：警察の事故証明書等）を添付し「定期試験欠席理由書」及び「追試験受験願」を教務課に提出すること。受験資格の有無は審議の上、決定される。
- オ 原則として、追試験は、定期試験の追試験及び定期試験の再試験において実施しない。

(3) 再試験

- ア 学部が必要と認めたとときに限り実施する。
- イ 受験対象者は、定期試験の成績評価が合格基準に満たない者とする。ただし、当該学年に配置された全学科目のうち、授業時間数の1/5以上を欠席した科目が1科目以上ある者は、再試験を受ける資格が与えられない。
- ウ 成績評価は0～60点とする。（60点を超す場合であっても60点とする）
- エ 再試験受験料は1,000円とする。（「歯科医学総合講義4」については共用試験（CBT及びOSCE）を充てるため、医療系大学間共用試験実施評価機構が指定する額を受験者が負担する。）
- オ 対象者は、掲示をもって指示された日時、方法により受験すること。

(4) 定期試験、追試験及び再試験受験上の注意

- ア 受験資格を有する者のみが受験することができる。
- イ 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと。
- ウ 学生証は受験中机上等試験監督者が見やすい場所に提示しておくこと。
万一所持していない場合には、教務課で仮受験票の交付を受けること。
- エ 試験開始後20分以上遅刻した者は、原則として受験できない。
- オ 受験者は、試験開始後20分間は退場できない。
- カ 試験中、他人との物品の貸借は認めない。
- キ 試験中の私語は認めない。
- ク 不正行為を行った者は、学則により厳重に処分する。

(5) 不正行為と認められる行為があった場合の処分

本学部は、不正行為と認められる行為があった場合、理由を問わず日本大学学則第76条・77条に従い、懲戒（退学・停学・訓告の3種）を行う。

試験等における不正行為等により懲戒処分を受けた学生は、その懲戒の種類にかかわらず、原則として当該学期に履修しているすべての科目（実験・実習・実技・

ゼミナールを除く)の成績が無効となる。

また、懲戒処分が決定次第、学内に当該学生の所属、学年、学生番号、氏名、処分理由・内容等を掲示するとともに、学生本人及び保証人宛通知する。

② 「歯科医学総合講義」以外の学科目

(1) 定期試験によらず、平常試験及び実習評価等を主として、学業成績を査定する。平常試験は、定期試験期間以外の授業時間等を実施する。また、その日程等は、シラバス等により指示する。

(2) 学科目の平常試験は歯科医学総合講義定期試験に準ずるが、以下の点異なる。

ア 再試験について、試験実施の有無及び成績評価方法は各学科目担当者の判断による。

イ 追試験は原則行うが、平常試験欠席の正当な理由を証明するに足る詳細な書類は当該学科目担当者に提出すること。

ウ 再試験について、受験料 1,000 円は徴収しない。

6 進級及び卒業

下記の全てを満たすこと。

① 全学共通教育科目（1年次のみ）

「自主創造の基礎」、「日本を考える」は必修科目とする。

② 教養科目（1年次のみ）

「歯科医学へのとびら」、「世界を考える」は必修科目とする。

選択科目は2科目4単位以上修得すること。

③ 「歯科医学総合講義」（1～6年次）

当該学年に配置の「歯科医学総合講義1～6」の各合格基準を満たしていること。
(各合格基準についてはシラバス等に別に定める)

④ 必修科目

次のすべての条件を満たすこと。

(1) 当該学年における「全学科目平均点」が60点以上であること。

「全学科目平均点」 小数第1位を四捨五入	=	$\frac{\text{(各学科目評価点} \times \text{単位数) の全履修学科目の総和}}{\text{全履修学科目の単位数の総和}}$
-------------------------	---	------------------------------------------------------------------------------

※「自主創造の基礎」、「日本を考える」、「歯科医学へのとびら」、「世界を考える」、「歯科医学総合講義1～6」は全学科目平均点の対象科目から除く。

(2) 当該学年で履修した学科目のうち、(「自主創造の基礎」、「日本を考える」、「歯科医学へのとびら」、「世界を考える」、「歯科医学総合講義1～4」を除き)合格した学科目数が全学科目数の2/3以上であること。ただし、5年次及び6年次は全学科目を合格しなければならない。

(3) 当該学年で履修した学科目の内に、最終評価点が30点未満のものがないこと。

7 留年

- ① 上記「6 進級及び卒業」の要件を満たさない場合には留年とする。
- ② 留年した場合には、原級学年に配置されている全学科目を再履修しなければならない。ただし、1年次配置の「選択必修科目」については未履修の学科目を履修しても良い。

8 卒業要件

6年次までに課せられた全学科目に合格し、総計197単位以上を修得すること。
なお、卒業者には、「学士（歯学）」の学位が授与される。

9 在学期間の制限

- ① 同一学年に3年間を超えて在学することはできない。
- ② 各学年を通算して12年間を超えて在学することはできない。
- ③ 上記①、②の制限には休学期間を含める。

10 休学・復学

病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学することのできない者は、保証人連署による「休学願」（所定の用紙）を提出して許可を得て、原則として入学年度を除き、その年度あるいは、前・後学期を休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

「休学願」を教務課で受領後、理由等必要事項を記入の上、教務課へ提出すること。
診断書等その事由を証明する書類がある場合は、証明書類を添えること。

休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年数の半数を超えることができない。休学期間は修業年数（卒業のために在籍しなければならない期間）に算入しない。ただし、在学年数には算入する。

休学理由が解消し復学（休学期間満了によって、再び修学すること）を希望するときは、「復学願」を提出して許可を得ること。ただし、休学者は、学期の始めでなければ復学することができないため、3月中旬までに手続きを済ませること。

なお、休学が許可された場合は、学費等は次のとおり取り扱う。詳細については、会計課へ問い合わせること。

- ① 休学を許可された者の休学期間中の授業料その他所定の学費について
 - (1) 5月31日までにその学年の休学を願い出た者は、当該年度の前学期分及び後学期分を徴収しない。
 - (2) 6月1日から11月30日までの間に、その学年の休学を願い出た者は、当該年度の後学期分を徴収しない。
 - (3) 5月31日までに前学期の休学を願い出た者は、当該年度の前学期分を徴収しない。

- (4) 11月30日までに後学期の休学を願い出た者は、当該年度の後学期分を徴収しない。
- ② 上記①により学費を徴収されなかった者からは学費を徴収されない学期ごとに、休学在籍料として6万円を徴収する。
- ③ 上記①により休学を願い出て休学を許可された者が既に当該学期分の学費を納めている場合、当該学期分の学費は返還する。
- ④ 上記①により休学を願い出て休学を許可された者が休学期間中に退学等により学籍を失った場合、徴収した休学在籍料は返還しない。

以 上

各学年修得する単位数

1年次	※36単位
2年次	37単位
3年次	38単位
4年次	40単位
5年次	21単位
6年次	25単位
合計	197単位

※1年次選択必修科目を4単位修得した場合。

【教育課程表】

1 全学共通教育科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
自主創造の基礎	2	*					
日本を考える	2	*					

2 教養科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
歯科医学へのとびら	2	*					
世界を考える	2	*					
●ドイツ文学	2	●					
●美学	2	●					
●心理学	2	●					
●人類学	2	●					
●法学	2	●					
●科学哲学	2	●					
●スポーツの生理学・心理学	2	●					
●生命の文化誌	2	●					
●多様性文化論	2	●					
●データサイエンスの世界	2	●					

●：選択必修科目

3 外国語科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
英語 1	3	*					
英語 2	1		*				
英語 3	1			*			
英語 4	1				*		

4 保健体育科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
保健体育	2	*					

5 準備教育科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
○物理学	4	*					
○生命科学	6	*					
数学	3	*					

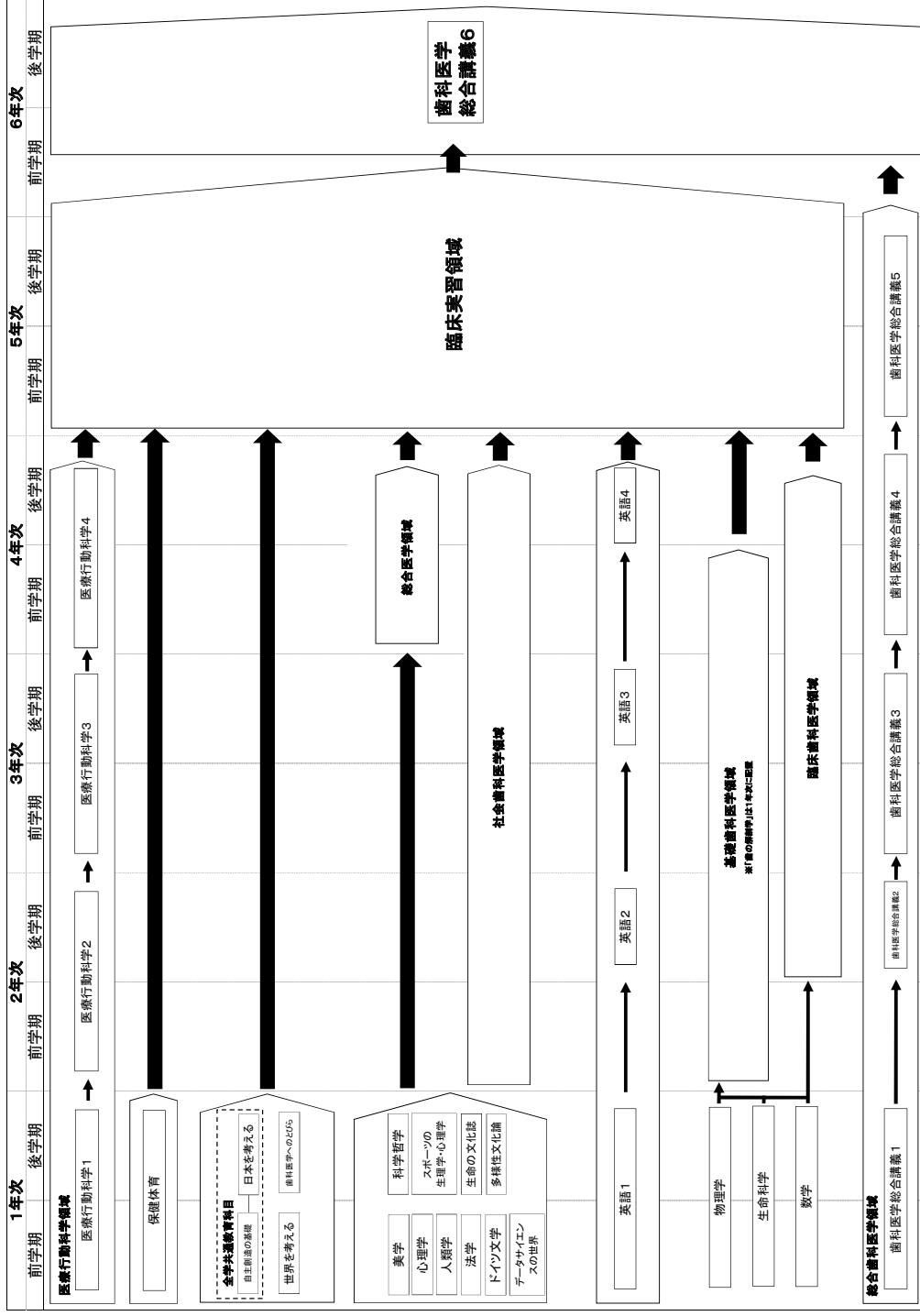
6 専門科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
医療行動科学領域							
医療行動科学 1	2	*					
医療行動科学 2	2		*				
医療行動科学 3	2			*			
医療行動科学 4	2				*		
基礎歯科医学領域							
○解剖学	7		*				
○歯の解剖学	2	*	*1				
○組織・発生学	6		*				
○生理学	5		*				
○生化学	4		*				
薬理学 1	1		*				
○薬理学 2	3			*			
○微生物・免疫学	4		*				
○病理学	2			*			
○口腔病理学	3			*			
○歯科材料学 1	3		*				
歯科材料学 2	1			*			
社会歯科医学領域							
衛生・公衆衛生学	1		*				
社会歯科学	1				*		
医療統計学	1		*				
○口腔衛生学	3			*			
臨床歯科医学領域							
○放射線学	4			*			
○歯科保存学 1	7			*			
○歯科保存学 2	6				*		
○歯科補綴学 1	10			*			
○歯科補綴学 2	4				*		
口腔顎顔面外科学	4				*		
○歯科麻酔学	2				*		
○小児歯科学	4				*		
○歯科矯正学	3				*		
障害者歯科学	1				*		
高齢者歯科学	1				*		
栄養学	1				*		
総合医学領域							
総合医学	5				*		
総合歯科医学講義領域							
歯科医学総合講義 1	2	*					
歯科医学総合講義 2	2		*				
歯科医学総合講義 3	2			*			
歯科医学総合講義 4	5				*		
歯科医学総合講義 5	6					*	
歯科医学総合講義 6	22						*
臨床実習領域							
臨床実習	15					*	
課題別臨床実習	3						*

*1 2年次編入学生のみ

○印は実験, 実習を含む学科目

令和7年度施行カリキュラム 松戸歯学部 履修系統図(授業科目関連図:教養科目ほか)



関連 DP	科目群の学修・教育目標
DP1 DP6 DP8 DP9	<p>医療行動科学領域</p> <p>歯科医師としてのプロフェッショナリズムを修得するための知識・技能を、1年次から4年次まで一貫して学修し、授業は社会型講義で行われ、知識の修得だけでなく、学内外での体験学習を重んじ、社会から求められる医師人としての真摯な人格を積極的に形成していく。</p>
DP1 DP6 DP7	<p>保健体育</p> <p>健康な生活習慣を身に付け、向上し、多くの専攻課程を通じて、社会性の体性を自覚した修業を履修する。</p> <p>教養科目</p> <p>本学は専門知識・技術だけでなく、幅広い教養も必要という観点から、充実した教養科目群を設ける。</p> <p>全学共通教養科目</p> <p>① 自主前導の基礎 ② 日本を考える ③ 世界への対峙 ④ 歯学への対峙</p> <p>科学哲学</p> <p>スホーの心理学 生命学・心理学 生命の文化誌 多様性文化論</p> <p>美学 心理学 人類学 法学 ドイツ文学 テーマ・サイエンスの世界</p>
DP1 DP2 DP6	<p>外国語科目</p> <p>英語を必修とする。昨今のグローバル化に伴い、歯科医師の学修及び臨床の場においては、英語を話し得る能力を身に付けることが、歯科医師の成長や患者とのコミュニケーションを図る上で不可欠である。コミュニケーション能力を身に付けることにより、国際的な視野をもち、グローバルな視点から歯学を学ぶことができる。また、自ら世界に「日本」を発信することができる人材の育成を目指す。</p>
DP1 DP4 DP7	<p>基礎科学科目</p> <p>物理・化学・生物・地学・数学の基礎知識を身に付け、基礎科学の発展に貢献する。また、基礎科学の発展に貢献する。また、基礎科学の発展に貢献する。</p>
DP1 DP6 DP9	<p>総合歯科医学領域</p> <p>歯科医学の発展に貢献する。また、基礎科学の発展に貢献する。また、基礎科学の発展に貢献する。</p>

